

ニュース 2021年

7

月号

発行日： 2021年 6月 27日
発行者： カトリック横須賀三笠教会
TEL： 046-823-0042
FAX： 046-823-1031

e-mail : mikasa-church@aqua.ocn.ne.jp

「加害者は被害者から学び続けない限り
自ら加害者であることに気づかない」

みかさきょうかい しゅにんしさい はまさきまさみ
三笠教会 主任司祭 浜崎 眞実

1998年に提起されたハンセン病
訴訟(らい予防法違憲国賠請求訴訟)
は、2001年5月11日に画期的と
評される原告勝訴の判決が熊本
地裁で言い渡されました。今年はその
判決から20年の節目の年になります。
原告たちは「らい予防法」によって人生
そのものを奪われたとして被害の回復
を求めて国を訴えました。原告は
困っているから助けを求めたのではなく、
憲法の人権条項に訴え人としての
当然の権利と尊厳を取り戻す実践を
展開しました。裁判という公の場で

被害の実相を語り、それが記録として
残りました。世界で唯一、国家の
ハンセン病政策の過ちを裁判によ
って正し、新しい地平を開いたので
す。それは、天皇主権から国民主権に
変わった「日本国憲法」の制定、あるいは
「障害を「医学モデル」(「個人モデル」
とも言われる)から「社会モデル」で見る
ように促した「障害者差別解消法」
(2016年)などに匹敵する視座の転換
が起きたのです。
第一次原告十三人の一人の上野正子
さんは、裁判がはじまるとき弁護士たち

わたし まちが くに
に「私たちが間違っていたのか国が
まちが
間違っていたのかはっきりさせたい」と
うった ひとり たてやまいさお
訴えました。もう一人の豎山 勲 さん
にほん くに す
は「日本の国が好きだから」とのタイトル
さいばん おも つづ
で裁判への思いを綴りました。そこには
にほん くに おか あやま めいかく
「日本の国が侵した過ちを明確にし、
れきし く かえ
ふたたびこのような歴史を繰り返さな
ねが こ こっかかんぎょう
い！そんな願いを込めた国家諫 暁
かんげんぎょう ゆ わたし
(諫言 暁諭)だ」とありました。私は
さいばん ほうちょう なんと からだ は こ
裁判の傍聴に何度も身体を運ぶことで、
ぼうかんしゃ しえんしゃ くに かくり
傍観者から支援者へそして国の隔離
せいさく かがいしゃ した あ
政策によって加害者へと仕立て上げら
じ こりかい へんせん
れたと自己理解が変遷していきました。
おうえん がわ てんかん きゅう
それは応援する側からの転換で「救ら
たちば かいほう
い」の立場から解放されることでした。
ぼうとう かか びょうもんだい
冒頭に掲げたのは、ハンセン病問題
かん けんしょうかいぎ ふくぎちょう つと
に関する検証会議の副座長を努めた
うちだひろふみ
内田博文さんのことばです。
きゅう かつどう びょうしゃ
救らい活動はハンセン病患者への

きゅうさい み とうじしゃ た あ
救済と見せかけ、当事者が立ち上がる
くじ きょうせいかくりぜつめつせいさくすいこう
のを挫き、強制隔離絶滅政策遂行の
ほかん かくり じったい かく きのう は
補完と隔離の実態を隠す機能を果たし
こっか まも めいわく
ました。国家を守るために迷惑になる
ひと な かつどう い つ さき
人を無くす活動です。その行き着く先は、
せいかつこんきゅうしゃ しっぺい しょうがい ひと
生活困窮者や疾病や障害のある人
しゃかいてきはいじょ しんがた か
への社会的排除です。新型コロナ禍で
じしゅくけいさつ う たしゃ じしゅく
「自粛警察」が生まれ、他者に「自粛」を
きょうせい たしゅく お
強制する「他粛」が起きました。それは
かんせん ついきゅう ただ
感染リスクゼロを追求する「正しさ」を
どじょう げんしょう かんせんかくだい
土壌とした現象のようです。感染拡大
ぼうし いじ
を防止することによって維持される
ちつじょ なん いま
「秩序」とは何でしょうか。今こそハンセ
びょうもんだい まな
ン病問題から学ぶときでしょう。

きょうかいいいんかい
6月の教会委員会

かいさい きょうかいいいんかい ほうこく
6月6日(日)に開催された教会委員会の報告です。

てんれいれき きょうじ
I. 典礼暦と行事

ふくいんせんきょうぶかい
6月 5日(土)福音宣教部会

せいたい はつせいたい
6日(日)キリストの聖体 初聖体

くがすみひこしんぶさま きんしゆく いわ
13日(日)久我純彦神父様 金祝ミサ・お祝い

き ちしゅうへんと ちきせいほうあん がくしゅうかい せいどう
26日(土)「基地周辺土地規制法案」学習会 13:30(聖堂)

ふくいんせんきょうぶかい
7月 3日(土)福音宣教部会

てんれいぶかい
4日(日)典礼部会

きょうぎじこう
II. 協議事項

かつどう じ こひょうか みなお
1. 活動グループの自己評価と見直し

しょうきょうく よこすかみかさきょうかい かつどう じ こひょうか みなお さつしん
小教区(横須賀三笠教会)の活動グループの自己評価と見直し(刷新)のために
はまさきしんぶ
(浜崎神父)

きょうじ きょうかい ふくいん い きょうかい か
行事をこなす教会ではなくキリストの福音を生きる教会であるために欠かせない
ようそ かんてん かつどう じ こひょうか でき
3つの要素がある。これらの観点から活動グループを自己評価することが出来る。

だい
(第1ステップ)

きょうどうたい みずか いの たいせい つく ちから そだ
A. 共同体が自ら祈れる体制を作り、その力を育てていくものですか？

きょうどうたい みずか しんこう つた ば
B. 共同体が自らキリストへの信仰を伝える場になっているものですか？

きょうどうたい あとまわ ちい ひとびと かみ あい あかし
C. 共同体が後回しにされ「小さくされている人々」への神の愛を証することに
つながっているものですか？

だい
(第2ステップ)

かつどう ちゅうしん ふっかつ ちゅうしん
a. キリストが活動グループの中心になっていますか。(復活のキリスト中心)

かつどう ほうがんでき きょうどうたい なかましゆぎ の こ だれ はいじよ
b. 活動グループは包含的な共同体ですか。(仲間主義を乗り越え、誰もが排除されない)

かつどう たしや ほうし じっし しゃかい ふくいんか
c. 活動グループは他者への奉仕を実施していますか。(社会の福音化)

かつどう しょうきょうく みかさきょうかい だいはんちく よこはまきょうく にほん きょうかいなど
d. 活動グループは小教区(三笠教会)、第四地区、横浜教区、日本の教会等とつな

がっていますか。(諸教会との交わり)

e.活動グループでのリーダーシップは独裁的にならないよう、固定化せずに交代できる
ものですか。(全員参加)

2.「基地周辺土地規制法案」学習会

福音宣教部会の学習会実施計画(案)を委員会が承認しました。

Ⅲ. 報告事項

教会学校

6月6日(日)中野 明夫マシュー(マシュー)、古川 春美さん(CELINA)

の2名が初聖体を受けました。

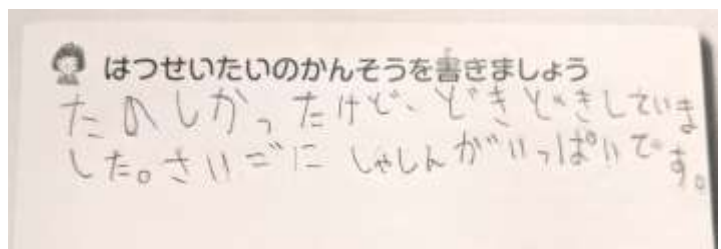
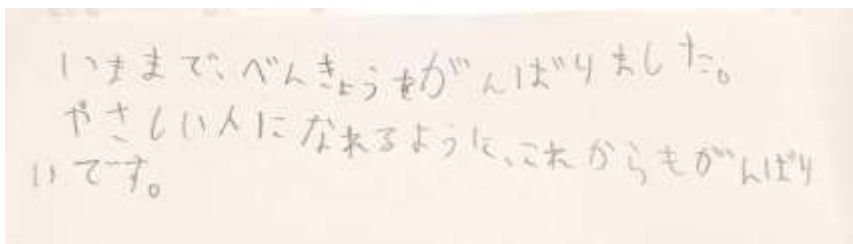
次回教会委員会 2021年7月4日(日)11:15から



First communion
2021

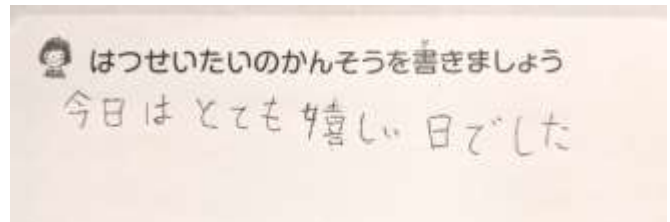
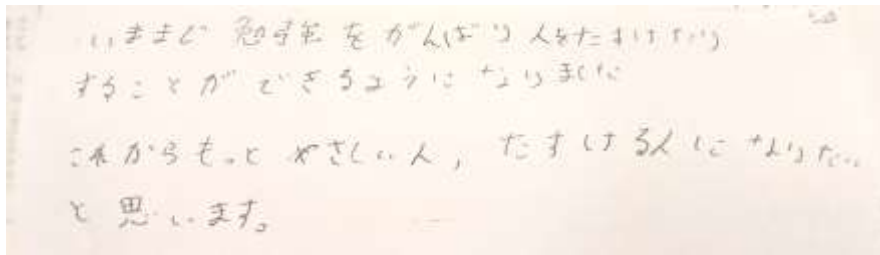
6月6日(日) お2人が初聖体を受けられました。
おめでとうございます!

† 共同祈願



MATTEW(マシュー) 中野 明夫 マシュー さん

きょうとうき がん
十 共同祈願



ふるかわ はるみ
CELINA(セリナ) 古川 春美 さん



ふくいんせんきょうぶかい し
福音宣教部会からのお知らせ

はや こうはん はい ぶかい ねんどこうはん きかく た
早くも2021年も後半に入り、「部会」も年度後半の企画を立てなければならなくなって
おります。

き ちしゅうへん と ちきせいほうあながくしゅうかい きかく たんとう
このたび「基地周 辺土地規制法案学習会」の企画を担当したことにより、いろいろな
ことを学びました。年度後半に向け、「部会」で議論されていることをお知らせしたいと
おも けてい いた
思います。なお、まだ決定には至っていないこともあり、あくまで提案と議論の段階で
あることをおことわりします。

き ちしゅうへん と ちきせいほうあながくしゅうかい まな
1 「基地周 辺土地規制法案学習会」から学んだこと

げんこう か じてん がくしゅうかい きかく だんかい こんかい きかく
この原稿を書いている時点では、「学習会」はまだ企画の段階ですが、今回の企画を
とお おお まな
通して多くのことを学びました。

とく よこすか げんだいにほん し こうざ けいかく かん
特に「横須賀と現代日本を知る講座」の計画に関しては、いまひとつイメージがつか
めませんでした。今回の「学習会」を通じて、「ああそうすればいいんだ」ということが
おも
わかってきたように思います。

- よこすか まち みかさきょうかいじしん とうじしゃ かだい めいはく ふくいん
① 「横須賀の街」と「三笠教会自身」が「当事者」であるような課題、さらに明白に「福音
かちかん かだい こんかい ばあい じんけん へいわ
の価値観」にかかわるような課題、今回の場合、それは「人権と平和」であったと
かんが かだい しんこう かだい え かだい
考えますが、このような課題はわれわれの「信仰の課題」とならざるを得ない課題で

あり、「知る講座」で取り上げるにふさわしい課題であるとわかった気がします。

② イベントのスタイルとしていくつかの基本的イメージも見えてきた気がします。

ア 地元の市民活動リーダーに講師になっていただく。今回は、基地問題に取り組んでい
る横須賀市民法律事務所弁護士の呉東正彦氏にお願いした。

イ 地域の課題であるかぎり、地域の人々、近隣教会(第4地区各教会)にも呼びかけ
る。

2 「横須賀と現代日本を知る講座」のテーマ

「知る講座」のテーマをどうするのかは、全く今後の問題ですが、今回の「学習会」を
企画することで気づいたことがあります。「学習会」の企画であきらかになったとおり、

「基地の街ヨコスカ」にとって基地・安保・平和の課題は避けて通れない課題です。

また、今回の「法案」の内容からあきらかなように、基地・安保・平和の課題を問えば、
福音の価値としての「人権」や「平和」と向きあわざるを得ないこと、その意味でどうし
ても信仰の課題として受け止めざるを得ないことなどが見えてきました。

このようなことから、今回、「基地周辺土地規制法案学習会」をとりあげたからには、
「横須賀と現代日本を知る講座」のテーマとして、基地・安保・平和の課題はどうしても、
優先的なテーマの候補としてはずすわけにはいかないと考えています。

ぶんせき め おたかお
(文責 名生尚雄)